

申請者（中小企業等）向け Q & A

< 事業内容 >

Q 1 本年度の 5 月（募集期間前）に特許について外国出願を行いました。この外国出願に要した費用について助成を受けることができますか？

A . できません。

応募受付期間（平成 30 年 5 月 28 日（月）～平成 30 年 6 月 29 日（金））に本事業に申請していただき、審査の結果、採択決定後（平成 30 年 7 月下旬を予定）年内に行う外国出願、PCT 国際出願の各国内移行（日本国移行は除く）に要した費用のみが本事業の助成対象となります。

Q 2 ジェトロ及び都道府県等中小企業支援センター等（以下「センター」といいます。）の両方に同時に申請することはできますか？

A . できません。

同一の案件で同一出願国の場合は、センター又はジェトロのいずれかに申請してください。

Q 3 センターに採択された、補助金を受けた同一の案件のうち、別の国への出願をジェトロに申請できますか？

A . できます。

その場合は、必ず「申請書（様式第 1-1 又は 1-2）」の「16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無」の欄に詳細をご記入ください。

なお、1 申請者当たりの補助金の上限額は、センターからの補助金、及びジェトロからの補助金の合計額で 300 万円です。

Q 4 冒認対策商標とは何ですか？

A . 本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け（先取り）出願」を冒認出願、その対策を目的として外国へ出願する商標を「冒認対策商標」と定義付けしています。なお、冒認対策商標で申請する場合、冒認対策の意思があればよく、具体的な事業計画は必要ありません。

< 申請資格者 >

Q 5 申請資格でいうところの中小企業の定義とは、どのようなものですか？

A . 下記表に該当する事業者（中小企業支援法第 2 条に規定された要件を満たす者）で、大企業が実質的に経営に参画していない者（みなし大企業でない者）です。

業種	資本金及び従業員
ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、その他の業種（～を除く）	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

（ ）大企業とは、上記以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

Q6 弁理士に依頼せず、自ら現地代理人に依頼して外国出願をする場合でも、申請することはできますか？

A. できます。

ただし、申請者自身で必要な書類の提出ができることが条件です。

<助成対象となる出願>

Q7 一社で複数の外国特許出願を申請する予定ですが、複数の外国特許出願案件を本事業の助成対象とすることはできますか？

A. できます。

ただし、1申請者当たりの補助金の上限額は、センターからの補助金、及びジェトロからの補助金の合計額で300万円です。

Q 8 パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 「特許・実用新案・意匠」の場合は、優先権を主張しない出願は、国内出願が原因となって新規性を喪失し、権利取得の可能性が否定されてしまうため、助成対象とすることはできません。

「商標」については上記の懸念がないことから、優先権主張を伴わない出願であっても、助成対象となります。

Q 9 日本では漢字のみの文字商標で登録していますが、外国ではアルファベットによる読みを併記した形で出願したいと考えています。申請可能ですか？

A. 申請可能です。

原則として国内出願と同一内容の出願が助成対象となります。しかしながら、優先権主張を伴わない出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は「同一内容」の範囲として認めることがあります。本事業に申請いただく段階で「同一内容」かどうか、やむを得ない変更かどうかを含め審査しますので、外国出願を予定する商標（案）を提出するとともに、申請書の「7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載してください。審査でやむを得ない変更と認められた場合、助成対象となります。なお、採択後の変更は、認められません。採択後の弁理士等から、変更が提案されたときは、その変更を行う前に、まずセンターにご連絡ください。したがって、採択後の変更とならないように申請する前の段階で、選任弁理士と出願内容について十分に相談してください。

Q 10 特許審査ハイウェイ（PPH）を利用して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

また、PPHの申請を出願と同時に行うのであれば、PPH申請にかかる費用（代理人費用含む）についても助成対象経費となります。

Q 11 欧州特許庁や欧州連合知的財産庁への出願案件は本事業の助成対象となりますか？

A. 助成対象です。

欧州特許庁又は欧州連合知的財産庁（旧称：欧州共同体商標意匠庁）への出願手続についても、1国に対する出願と同趣旨ですので助成対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続については、登録査定後となりますので、出願後に発生する費用となるため助成対象にはなりません。

Q 1 2 基礎となる国内出願の名義は社長個人となっていますが、中小企業者名義で外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A . 申請は可能です。

ただし、本事業は中小企業支援ですので、外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者の名義であることが必要です。そのため、採択後外国出願をする前までに、国内出願名義を中小企業者名に名義変更してください。

Q 1 3 他社と共同して外国出願する案件は、本事業の助成対象となりますか？

A . 助成対象です。

ただし、その外国出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが助成対象となります。そのため、共同出願の場合は、基礎となる国内出願及び外国出願のそれぞれにおける持ち分割合の明記がある契約書等を平成30年6月29日(金)までに申請書に併せて提出してください。

<助成対象経費>

Q 1 4 助成対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか？

A . 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。外国特許庁に出願するために要した費用としては、代理人の手数料や翻訳料のほか、外国特許庁へ出願料と同時に支払う費用が該当します。また、出願と同時に初回支払った費用のみが助成対象となり、追加で支払った費用については助成対象となりません。

Q 1 5 P C T 国際出願に要する経費に関して、具体的な助成対象経費とは何ですか？

A . 国内移行に要する費用が助成の対象となります。ただし、ダイレクト P C T 出願、ハーグ出願の場合の、日本国特許庁への国内移行に要する費用(印紙代及び代理人手数料等)は対象となりません。また、国際段階の手数料(国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料や予備審査手数料)は助成対象経費となりません。

Q 1 6 審査請求料等は、助成対象経費となりますか？

A . 以下の経費が助成対象経費です。

外国特許庁への出願と**同時(同日)**に審査請求を行った場合の、審査請求料は、助成対象経費となります。ただし、外国特許庁への出願後、別途審査請求を行った場合には補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

出願と同時に補正を行う場合の、当該特許庁に支払う補正料に要する費用も、助成対象経費となります。ただし、補正の内容等を申請時に申請書に記載し、外国への出願内容を明らかにしてください。

出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費(公証人証明申請費用、委任状作成費用等)も、助成対象経費です。

優先権証明書取寄手数料(日本国特許庁に支払う印紙代)は助成対象経費となりません。ただし、代理人手数料を、印紙代と分けて請求されている場合は、助成対象経費となり

ます。

Q 1 7 外国商標の先行登録調査費用は、助成対象経費となりますか？

A . 助成対象経費とはなりません。

外国特許庁に出願するために要した経費が対象となるためです。

Q 1 8 送金手数料は、助成対象経費となりますか？

A . 助成対象経費です。

ただし、本事業に無関係な案件と共に銀行送金をした際の送金手数料や、複数回の銀行送金を行った場合は、初回以降手数料は、助成対象外です。

Q 1 9 外国出願に要した現地費用の換算にはどのレートを使用しますか？

A . 現地代理人からの請求に対する支払をした際の送金レートを使用してください。現地代理人が、現地通貨から決済通貨へ換算して請求している場合は、請求日の現地通貨レート表等の提出が必要です。決済通貨への換算レートが市場レートから大きく乖離している場合等は、センターで市場レートを適用して再計算します。

< 申請方法 >

Q 2 0 申請できる件数に制限はありますか？

A . 助成上限額である、1 申請者あたり300万円の範囲で2 件までです。ただし、ジェット口等に申請する場合は、センターの申請額を含め300万円以内であれば、ジェット口等については件数制限はありません。

Q 2 1 商標出願申請について、募集案内別添 2 の「先行技術調査等の結果」は、どのようなものを提出すればいいのですか？

A . 選任弁理士（選任代理人）と必要な調査について相談の上で、最低限の調査として、TMviewやJPlatPatを使用した先行登録調査の検索結果を提出してください。審査において適正な評価を受けられるように、TMviewやJPlatPatに加え、出願国での調査結果（ASEAN-TMview、国際機関や主な出願予定国における無料データベースによる検索結果）を添付することをおすすめします。

例えば、以下の無料検索サイトが平成30年5月1日現在利用可能です。

- ASEAN-TMview
<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>
- 世界知的所有権機関(WIPO)「Global Brand Database」
<http://www.wipo.int/branddb/en/>
- 米国特許商標庁(USPTO)の商標検索サイト
<https://www.uspto.gov/trademark>
- 中国国家工商行政管理総局商標局(SAIC)の中国商標網
http://sbcx.saic.gov.cn:9080/tmois/wscxsy_getIndex.xhtml

外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には特許庁では、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けてサービスを提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置しています。外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には各都道府県所在の「知財総合支援窓口」をご活用ください。

< 知財総合支援窓口 >

<http://chizai-portal.inpit.go.jp/index.html>

全国共通ナビダイヤル 0570-082100

全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

Q 2 2 申請しようと思う特許出願に係る事業について、投資会社による評価を受けました。募集案内別添 2 の提出書類（任意）の「第三者による知財、事業計画、資金的能力に関する評価書」に該当しますか？

A . 評価者が評価分野において知見のある第三者であれば、当該評価者による評価書は、上記「評価書」に該当します。写しを提出していただければ、審査の参考とします。

< スケジュール >

Q 2 3 外国出願が完了する前に補助金を受け取ることはできますか？

A . できません。

そのため、申請者は、外国出願にかかる費用の全額を代理人等に一旦支払う必要があります。支払った事実が証明できる書類と、実績報告書等をセンターに提出していただき、補助金の交付額を決定し、申請者にお支払いすることになります。

Q 2 4 補助金はいつ頃受け取ることができますか？

A . 翌年 2 月以降 3 月末までのお支払いを予定しています。

< 留意事項 >

Q 2 5 採択決定前に要した経費は助成対象となりますか？

A . なりません。

採択決定後に行った外国出願に要する経費が、対象となります。

Q 2 6 外国出願はいつまでに完了すればいいですか？

A . 平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日（月）までに外国出願を完了する必要があります。

また、実績報告書提出までに全ての費用の支払いを完了する必要があり、提出書類には、外国特許庁からの受領書や、現地代理人から書類等も必要になりますので早目の出願完了をおすすめします。

Q 2 7 採択後、選任弁理士から、日本国内の基礎出願で記載した特許請求の範囲を外国出願では変更することを提案されました。変更してもよいでしょうか？

A . センターに承認を得ない変更はできません。

申請内容から権利取得の可能性を審査し採択した案件であり、採択後に特許請求の範囲を変更すると、採択時の権利取得の可能性が変わることになるからです。

採択後の変更が提案されたときは、その変更を行う前に、まずセンターにご連絡ください。したがって、採択後の変更とならないように申請する前の段階で、選任弁理士と出願内容について十分に相談してください。

申請時に、P C T 国際出願の国際調査報告書で新規性、進歩性を否定する文献が示された場合は、申請段階で外国出願における対応案（補正案）を提出するか、申請書に対応案（補正案）を記載することをおすすめします。

対応案（補正案）には、変更（補正）内容が国内基礎出願の明細書に記載されたものであること、先行文献から新規性、進歩性が認められるものであることなどの説明も記載してください。また、先行技術調査は、対応案（補正案）に基づいて行い、その結果を記載してください。審査では、対応案の妥当性及び権利取得可能性を判断します。

国内基礎出願について拒絶理由等が通知されている場合も、国際調査報告書の場合と同様、申請段階で外国出願における対応案（補正案）又は、当該拒絶理由に対する手続補正書等を提出することをおすすめします。この場合の先行技術調査は、対応案（補正案）等に基づいて行ってください。

なお、商標についても同様な手続きが必要です。